

年金だより

国民年金 保険料免除 制度について

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

若者の中には、将来自分が年をとったときに年金が受けられるか心配だから保険料は納めまいという人も見受けられますが、年金は老後のためだけではありません。障害や死亡時の備えでもあります。

未納を続けていると、将来やっばり年金が欲しいと思った時には、「保険料納付期間25年」を満たすことが難しいということになりかねません。

納付が困難な場合は 保険料免除申請を!

もしも経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。



法定免除と申請免除

国民年金の保険料免除制度には、法定免除と申請免除の二つの種類があります。

法定免除は、障害基礎年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

一方の申請免除は、前年の所得に応じて保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるものです。審査の際には「ご本人」、「配偶者」、「同居の親族」のそれぞれの所得をみます。免除の基準所得額には段階あり、全額免除のほか、保険料の四分の三、二分の一、四分の一を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部免除があります。

30歳未満は納付猶予も

このほか、30歳未満の方には保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

審査の際には、「ご本人」、「配偶者」それぞれの前年所得をみて、「ご本人」の所得はみまじしん。よって、フリータ

1等で収入が少ないが、親の所得にかかって免除が受けられない場合などに利用できます。

★退職者は 退職者の特例が!★

申請免除には、退職(失業)の特例があります。

申請免除では、「ご本人」、「配偶者」、「世帯主」の方の前年の所得を審査しています。ただし、これらの方の中で申請する年度(平成19年4月~平成20年3月)または前年度(平成18年4月~平成19年3月)に退職した方については、雇用保険の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明を添付すれば、所得審査が不要となります。つまり前年まで給与所得があっても保険料の免除が承認される場合があります。該当する方は市役所年金課窓口へご相談下さい。

平成18年度の申請免除受付がまもなく終了します。

平成18年度の受付は、平成19年7月末日です。まだの方は早めに年金課窓口へご相談下さい!

夜間・休日の年金相談について

社会保険事務所では、毎月第2月曜日の夜間と第2土曜日に年金相談を行っています。

受付時間

第2月曜日は(午後5時15分~午後7時15分) →★月曜日が休日の場合は翌日の火曜日に振替★

第2土曜日は(午前9時半~午後4時)

お仁喜で日中の時間がとれない方などをご利用ください。



国民年金保険料のお支払いは便利な口座振替がお勧めです!

お問合せ
コザ社会保険事務所
国民年金課 ☎933-3437
☎933-3438
うるま市年金課
☎973-5498

学生納付特例制度

学生の方には学生納付特例制度があります。平成19年度の受付は4月から始まっていますので、まだ申請がお済みでない方はお早めに!